

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月14日現在

機関番号：34301
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22710263
 研究課題名（和文） 戦後社会におけるジェンダー・セクシュアリティ秩序の形成と新たな親密性の構築
 研究課題名（英文） The Formation of Gender-Sexuality Order in Postwar Society and the Construction of New Intimacy
 研究代表者
 赤枝 香奈子（AKAEDA KANAKO）
 大谷大学・文学部・講師
 研究者番号：00536576

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本とフィンランドという、女性同性愛に対し異なる抑圧形態をもった二つの国について、近現代社会における同性愛の法的処罰、西欧の性科学の影響、レズビアニズムの表象、ホモフォビアの現れ方などを比較した。とりわけ、フィンランドにおいて同性同士のパートナーシップが認められていく経緯を参照しながら、戦後日本におけるジェンダー・セクシュアリティ秩序の形成と、新たな親密性が生み出される社会的条件や政治的力学について検証した。

研究成果の概要（英文）：In this research project, I have compared two countries – Japan and Finland – which had different forms of oppression on homosexuality among women in modern society. Especially, I have focused on the differences in juridical punishment, influence of sexological discourse, representation of lesbianism and expression of homophobia. By way of studying the process where same-sex partnership has gained legitimacy in Finland from comparative perspectives, I have examined the construction of new gender-sexuality order in postwar Japan as well as the social conditions and the political dynamics from which alternative intimacy emerged.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：ジェンダー・ジェンダー

キーワード：ジェンダー、セクシュアリティ、同性愛、レズビアン、フィンランド

1. 研究開始当初の背景

すでに古典となっているミシェル・フーコーの『性の歴史』（1976）以降、同性愛を一部の人々に見られる先天的な「病理」や「異常」とする認識に疑問が呈され、そのような認識がいかんにして形成されたのか、言い換え

れば、異性愛（者）と区別される同性愛（者）というカテゴリーはどのような過程を経て産出されたのかがさかんに研究されてきた。これらセクシュアリティの系譜学的研究から、性的指向によって一部の人々を差別的に分類する「同性愛」（homosexuality）という

カテゴリー、そしてその用語そのものが、近代社会、とくに19世紀後半以降、西欧の性科学や精神医学によって生み出され定着した歴史的産物であることが明らかにされてきた。

近代化を経験した多くの国々で、異性愛が推奨される一方、同性愛が抑圧されたことは確かである。しかし、その経緯は一様ではない。同性愛を処罰する法を新たに用意し抑圧するケースもあれば、法的規制はないものの社会規範によって抑圧するケースもある。また、法によって処罰する場合も、男性のみを対象とするか、女性も対象とするかなどの違いがある。日本の場合、明治の一時期、男性の同性愛行為を取り締まる「鶏姦罪」が新たに作られたが、実質的効力を持たないまま、新刑法定制の際に姿を消した。にもかかわらず、近世まで推奨されてきた男性同性愛は近代以降、貶められ抑圧されていった。そこに影響を及ぼしたのは、法ではなく、メディアなどを中心に形成された同性愛蔑視の社会規範である。

このように、かつてならスティグマ化され、取るにたりない問題として周縁化されてきた同性愛にアカデミックな関心が寄せられているのは、「異性愛／同性愛」の分類が近代社会において、「誰が正当な市民か」、「何が正しい親密な関係（家族）か」を決める基準となったことが明らかになってきたからである。そして現在、この「正しい市民像」や「正しい家族像」が変容しつつあり、同性愛者も市民としての正当な権利を獲得し始め、彼らの取り結ぶ親密な関係が、従来の家族に代わる／従来の家族の枠を広げる新たな試みとして注目されているからである。

これまでのセクシュアリティ研究で参照されることの多かったイギリスやアメリカなどは、女性の同性愛を取締りの対象から排除しつつ法規制がなされた国々である。北欧でもドイツやフランスの影響を受けながら、同性愛を取締まる法律が新たに作られたが、フィンランドは当時の宗主国スウェーデンとも、また西欧諸国とも異なり、女性の同性愛も取締まりの対象としたことに大きな特徴がある。1889年に制定された刑法において、性別を明記しない同性愛取締りの条文が作られ、それが1971年に改正されるまで、女性も男性と同じく同性愛を理由に起訴、処罰された。

近代社会においては、同性愛の抑圧や、性別役割分業にともなう女性の主婦化など、前近代とは異なるジェンダー・セクシュアリティ秩序が形成された。人間の平等を謳う一方で、女性や性的マイノリティに対しては二級市民として扱うダブル・スタンダードが適用され、新たな人間の序列が産み出された。そこには当然、近代以前の性意識も反映されて

いる。筆者はこれまで、「単なる友情」とみなされることの多かった女性同士の親密な関係が、近代初期には明確に同性愛の一形態と認識されつつも許容されてきたこと、そこには同性愛を異常視する性科学の影響だけでなく、社会における女性の周縁的地位や、近世以前から存在した男色推奨の文化、結婚や生殖をめぐる規範など、さまざまな要素が絡み合いながら、近代日本に固有のジェンダー・セクシュアリティ秩序が形成されてきたことを明らかにしてきた。これまで研究してきた近代初期のジェンダー・セクシュアリティ秩序が、戦後はどのように変容し、現代のジェンダー・セクシュアリティ秩序に影響を及ぼしているかを考察し、さらに日本の事例を世界史的視座からとらえることで、ジェンダーやセクシュアリティにかんして、単線的でも一枚岩的ではない近代——アンビバレンツや多義性を含みつつ新たな性規範を生み出した近代——の姿を解明したいとの意図から、本研究は構想された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、戦後日本において、同性愛を抑圧する社会規範がどのようなプロセスを経て産み出され効力をもつに至ったか、またその規範により、同性同士の親密な関係、とりわけ女性の同性愛はどのように変容したのかという問題を、歴史資料をもとに解明することである。第二に、日本のケースを相対化する参照点として、フィンランドにおける女性同士の親密な関係の歴史の変遷と、とくにそこに大きくかかわっていると考えられる同性愛の法的規制とその緩和・撤廃について検証することである。先述したように、フィンランドは日本とも、また他の北欧、西欧諸国とも異なり、法によって明確に女性の同性愛を取締まったという点で、他国には見られない特異性を有している。西欧の同性愛概念の受容という観点から、日本のジェンダー・セクシュアリティ秩序の形成過程を明らかにするにあたり、ヨーロッパに位置しながら西欧的知を独自に解釈・受容してきたフィンランドと比較することで、一見、均一に広まったかに見える近代西欧的セクシュアリティが、どのように独自に解釈され、固有のジェンダー・セクシュアリティ秩序を形成していったか、よりいっそう明らかにすることができると考えられる。

3. 研究の方法

日本については戦後の同性愛にかんする歴史資料を収集、分析する。「研究の目的」で述べたように、日本の場合、法ではなく社会規範によって同性愛が抑圧されたが、そこにはマスメディアの力が大きく働いていた。また、同性愛にかんして戦前ともっとも大き

く違う点は、女性同士の親密な関係を育んできた女学校の多くが解体され、男女共学が押し進められたこと、そして女性同士の親密な関係をテーマとする作品を多数掲載してきた少女雑誌で、異性愛が中心的に取り扱われるようになったことである。その結果、青少年の男女交際が積極的に勧められる一方、女性同士の親密な関係は過去の遺物のようにみなされることとなった。しかし、同性を慕わしく思う心性そのものが失われたわけではない。現に、女性同士の親密な関係を描き、戦前の少女たちの間でバイブル的存在だった吉屋信子の少女小説は、現在でも版を重ねながら読み継がれており、また1980年代には一部の少女向け雑誌で、同性との交際を求める読者投稿欄が人気を博している。このように、戦前と連続性をもち、また、声高に繰り返される異性愛礼賛の陰でひそやかに生きながらえてきた同性思慕の心性を、フィクションを含めた歴史資料の中から抽出し、また同時に、このような心性を水面下へと追いやることとなった同性愛批判の言説を整理する。また日本とは対照的に、法による同性愛取締りをおこなったフィンランドについては、同性愛に対する法的規制の変遷については、とくに同性同士のパートナーシップ制度が認められる経緯に注目しながら、新たな親密性が生み出される社会的条件や政治的力学について検証する。

4. 研究成果

(1) 戦後日本のジェンダー・セクシュアリティ秩序の形成

戦前の日本では、女学生など若い女性たちの間で親密な関係がしばしば見られた。そのような関係は西欧の性科学の知をもとに「仮の(＝一時的な、後天的な)同性愛」と呼ばれた。女性同士のすべての親密な関係が許容されていたわけではなかったが、「仮の同性愛」にかんしては、女性なら誰でも経験するもの、また将来経験する(しなければならぬ)異性愛の前段階とみなされ、むしろ推奨される側面もあった。そこでは、未婚男女の異性愛の方が危険視され、警戒されていたのである。すなわち、戦前の女性に対するジェンダー規範の中には、「同性との親密な関係を持ちうる」という性にまつわる規範も含まれていた。

文献調査の結果、このような同性愛にある意味寛容ともいえる性規範は、戦後、大きく変化することがわかった。「仮の同性愛」の温床とみなされた女学校は解体され、グループ交際という形での「明るい男女交際」が教育、マスメディアを巻き込んで勧められた。同性愛はやがてタブー視されるようになっていくのだが、それまでにはいくつかの段階があることも明らかになった。まず、戦後ま

もない時期には、同性愛は若い女性につきもの、また女性だけのレビュー(歌劇)とかかわりの深いもの、という戦前の女性同性愛観が踏襲されていた。ただし、戦前には見られなかったような、肉体的な同性愛関係の描写も見られるようになった。1950年代に入ると、アメリカから入ってきたキンゼイ報告の影響もあり、同性愛は肉体的関係という観点から捉えられるようになったが、その時点ではまだ日本の事例はほとんど紹介されていなかった。1960年代に入るとレズビアン・バーの登場やフリーセックス・ブームなどのかかわりで、「レズビアン」が雑誌上に登場するようになる。もっぱら性的関係ばかりが取り上げられたり、男女を模した役割分担が強調されたりするなど、さまざまな問題はあるものの、非難のためというよりは、「新奇な現象」として紹介される側面が強かった。ホモフォビクな扱いが顕在化していくのは1970年代以降である。

以上のような文献調査の結果から、同性愛に対する認識の変化は単独で起きたわけではなく、戦後日本の新たなジェンダー・セクシュアリティ規範の形成と密接に結びつきつつ起きたことが確認された。すなわち、戦後間もなく発刊された雑誌等に見られるポルノグラフィックな性描写の氾濫、赤線の成立と廃止、純潔教育に見られるような「正しい」異性愛教育、フリーセックス・ブームなどと密接に関連しつつ、戦後日本のジェンダー・セクシュアリティ秩序を形成していったことが明らかになった。

このように、ホモフォビアを含む戦後のジェンダー・セクシュアリティ秩序は、現在も続いていると考えられる。日本では今なお、同性愛全般が不可視化され、同性愛や同性愛者について異性愛者をも巻き込んで表立って議論されるような機会も少ない。一方、世界的に見ると、近年、同性同士のパートナーシップ制度や同性婚が認められる国や地域が増えつつあるが、日本はまだその段階にはほど遠い(もちろん、それらの制度の導入が必ずしも是というわけではない)。犯罪者や病人として扱われることもあった同性愛者が、一市民として認められるまでに、どのような社会的変化があったのか。女性の同性愛を犯罪化していたフィンランドの事例から検討する。

(2) 女性の同性愛に対する法的処罰

同性同士のパートナーシップ制度(registered partnership)が世界で初めて認められたのは、1989年、デンマークにおいてである。それ以降、北欧ではすべての国でパートナーシップ制度が導入され、現在、スウェーデン、ノルウェーでは同性婚(gay marriage, same-sex marriage)も認められ

ている。フィンランドは中でも、パートナーシップ制度の導入がもっとも遅く、2002年3月に施行された。しかし、同性愛を差別的に取り扱う法律が完全に撤廃されたのが1999年であることを考えると、驚くべき早さで同性同士のパートナーシップが（法制度上）認められつつあるとも言える。

同性愛を差別的に取り扱う法律には二種類ある。一つは同性愛そのものを禁止し、取り締まる法律であり、もう一つは異性との付き合いと同性との付き合いの年齢制限に差を設ける法律である。歴史的な変遷としては、北欧では19世紀半ばから後半にかけて、同性愛を処罰する法律が刑法で定められた。その後、20世紀に入り、同性愛を合法化する代わりに、付き合う相手が同性か異性かで年齢制限に差を設ける法律が導入される。デンマークやスウェーデンでは20世紀前半に同性愛が合法化され、1970年代に付き合う相手が異性／同性にかかわらず年齢制限が同じになる（ノルウェーでは、両者が1972年に同時に起こった）。それに対し、フィンランドでは同性愛の合法化が1971年、付き合う相手が異性か同性かで年齢制限に差がなくなるのが1999年だった。

フィンランドではなぜ、女性の同性愛も法的な取締りの対象となったのだろうか。フィンランドで同性愛を処罰する条項が明記されたのは1889年の新刑法においてである。かつての宗主国スウェーデンでは1864年の新刑法におけるソドミー法で、「自然に反する姦淫」が処罰の対象となっていた。フィンランドは1809年以降、ロシアの大公国となっていたが、この間ロシアの法が導入されることはなく、スウェーデン時代の1734年の刑法—そこでは同性愛は犯罪化されていなかった—が適用されていた。新刑法制定の際にもロシアではなく、ドイツやスウェーデンの刑法が参考にされた。しかしドイツ刑法第175条では男性の同性愛のみが取締りの対象となっており、女性の同性愛は除外されている。スウェーデンの新刑法における「自然に反する姦淫」は同性愛だけでなく獣姦など他の性的行為も含まれており、女性も取締りの対象になっているものの、この条項が撤廃され同性愛が合法化される1944年までの間、女性で有罪判決を受けたのはわずか15人であった。一方、フィンランドでは同性愛が合法化される1971年までに有罪判決を受けた女性は51人であった。スウェーデンのソドミー法では、あらゆる年齢の女性が対象となっていたのに対し、フィンランドのソドミー法では18歳以上の女性のみが対象となっていたにもかかわらず、である。よって、スウェーデンのソドミー法と比較し、フィンランドのソドミー法は、実質的に女性の同性愛を処罰する法として機能していたといえる。

フィンランドで同性愛の処罰の対象に女性が加えられた理由として、当時のヨーロッパにおける性科学の影響があったことが指摘されている。性科学では女性の同性愛（sexual inversion）の事例が紹介されていた。そして、1869年に初めて女性の同性愛を紹介したドイツの心理学者、カール・フォン・ウェストファルは、1881年にフィンランド医学会の名誉会員に指名されており、フィンランドの医者の間ではよく知られた人物であった。また、1889年の刑法制定にかんして最も影響力の大きかったヤーッコ・フォルスマンが性科学のバイブルともいえるリヒャルト・フォン・クラフト-エビングの『性的精神病質』（1886）を読んでいたらしいこと、1884年、1886年にスウェーデンで出版された、男女の同性愛を扱った小説『結婚する』に関心を持っていたことなどから、女性の同性愛についても知識を持っており、女性も同性愛の「主体」となりうることを想定して新刑法のソドミー法が作られたと考えられている（Rydström and Mustola 2007: 218-9）。

戦時中は、ソドミー法で有罪となったケースは減っているが、実際には同性愛が「増えた」と考えられる。前線、あるいは停電で暗闇となった夜の街は、男性同士の出会いやセックスの場となり、また救世軍や、戦地に赴いた男性の代わりに女性が働くようになった職場は、女性同士が親密な関係を築く場となった。

（3）同性愛の合法化

パートナーシップ制度や同性婚の導入は、それだけが単独で、またある日突然、実現されるわけではない。世界で初めてパートナーシップ制度が認められたのがデンマークだったのは、首都コペンハーゲンがながらく北欧におけるゲイ／レズビアン・カルチャーの中心地であったことと無縁ではない。本研究の開始前は、パートナーシップ制度が模索されるようになったのは20世紀後半のゲイ解放運動以降のことと推測していたが、実際にはそれよりもかなり前から同性愛者を平等に取り扱うための議論の蓄積があることがわかった。それが、同性愛を処罰する法律の撤廃を求める動きであり、その議論をしていたのは必ずしも同性愛者ではなく、リベラルな法学者たちであった。すなわち、同性愛者は、少なくともそれらの人々の間で、かなり早い段階から市民として認識されていたといえる。

また北欧諸国内部での密接なつながりが、同性愛（者）を承認する動きに大きな影響を及ぼしてきたこともわかった。1948年にホモファイル運動の組織がデンマークで最初に設立され、その支部が国境を越え、ノルウェ

一とスウェーデンにできたこと、婚姻にかんする法律が、20世紀初頭という非常に早い時期から北欧諸国の中で横並びで改正されてきたこと、そして福祉国家の建設も同様であったことなどが挙げられる。そのような中、北欧諸国内部で密接なつながりがあるからこそ発生する問題もあった。フィンランドでは戦後の保守的な空気の中、同性愛を「スウェーデンの病」とみなし、自らとは関係ないものとして外部化してきた。また、同性愛を処罰する法律が先に撤廃されたスウェーデンへ、「性的難民」となって移動する人々もかなりの数が存在した (Rydström and Mustola 2007: 34)。これらのことが、同性愛者を自国に存在する市民として認識することを妨げたと考えられよう。

1950年代は北欧全体にホモフォビアが広がった時代である。その反動で、先のようなホモファイル運動の組織も形成される。フィンランドでもデンマークに影響され、ホモファイル運動の組織が作られかけたが、まだ同性愛を禁止する法が存在していたために、計画が頓挫した。続く1960、70年代の性革命の時代、同性愛に対して許容的な空気が生まれる。そして80年代には世界に先駆けて、デンマークでパートナーシップ法が制定される。ただしフィンランドの場合、保守勢力の力が強く、変化には時間がかかった。

(4) 日本とフィンランドの比較

日本とフィンランドはともに第二次世界大戦の敗戦国であり、戦後、急速に発展を遂げたことなど共通点があるものの、両者を単純に比較することはできない。しかし、女性同性愛の規制や、新たな親密性の構築という観点からフィンランドの事例を調査した結果、興味深く、また示唆に富む差異や共通点を見いだすことができた。

①性科学の影響

フィンランドでは、女性が同性愛を処罰する法の対象となった経緯に、性科学が影響していたことが確認された。日本にもフィンランドと同様、時期的にもほぼ同じ頃に性科学の知は入ってきたが、法との関わりはなく、とくに1920年代以降、性科学は庶民にわかりやすく通俗的に解釈しなおされた形で広まった。また日本の場合、女学校における親密な関係が、性科学の知でもって「同性愛」と認識され、注目されていた点も異なる。そのような解釈は1950年代半ばまで続くのだが、1950、60年代は同性愛に対して比較的寛容であったのに対し、70年代はホモフォビクな空気が濃厚になっていった。北欧が1950年代にホモフォビクな時期を過ごし、60年代、70年代が解放的な時代へと変わったのとは対照的である。

②結婚と両立する同性愛

日本では、周囲からの圧力によるものであれ、あるいは本人の希望（子どもが欲しいなど）によるものであれ、結婚している同性愛者は多い。つまり、結婚しながら同性愛も、というライフスタイルが営まれているケースが少なからずある。

本研究におけるフィンランドでの現地調査から、同性同士のパートナーシップが正式に認められることと、ゲイ/レズビアン・サブカルチャーの豊かさは必ずしも比例しないことがわかった。つまり、バーなど同性愛者が集まる場、同性愛者向けの雑誌、あるいはその機能を果しうる場や媒体などは、日本の方が豊富に存在してきたと考えられる。

日本で初めてゲイ・バーができたのは戦後まもない頃と言われている。1950年代にはゲイ・バー、ゲイ・ボーイのブームが到来し、1960年代にはそれらの女性版としてレズビアン・バーや、そこで男装して接客するレズビアンが登場した。このようなタイプのレズビアン・バーのピークは1960年代後半であったが、現在でもレズビアン・バーは東京、大阪を中心に、他の地方都市にも存在する。ゲイ・バーに至っては、東京の新宿2丁目を中心とするゲイ・バー街は店の数だけで言うと世界一とも言われている。このような日本の豊富なゲイ/レズビアン・サブカルチャーの存在は、まさに結婚を前提としたものと考えられる。戦後の急激な異性愛文化の導入は、戦前から存在した同性愛親和的な心性や文化を根絶やしにしたわけではなく、そのアンダーグラウンド化をもたらした。その繁栄には、日本には同性愛を処罰する法がなかったことも影響しているであろう。

フィンランドでは、戦後においても、上記のように同性愛を規制する法が存在していただけでなく、女性がズボンをはくことや、女性が男性のエスコートなしに一人でレストランに入ることも1960年代後半まで公に認められていなかった。これは、女性だけが集まるレズビアン・バーができたのがそれ以降となることや、また「男性的」なタイプのレズビアンが社会的に可視化されにくい状況をもたらすことにもつながった。一方、日本の初期のレズビアン・バーは、松竹や宝塚の歌劇団出身の女性が経営していたともいわれ、また男装した女性が接客するのが一般的だった。女性の男装は、戦前から高い人気を誇っていた女性だけの歌劇においてすでに馴染み深いものであり、これらのことから考えても、日本では戦前から続くレズビアン（に親和的な）・サブカルチャーの蓄積があったといえよう。

しかし、現在にまで続く同性愛者の不可視化という事態を考えた時、このようなサブカルチャーの繁栄が、同性愛者の社会的認知を推し進めるのではなく、むしろ同性愛を性的

な趣味・嗜好の問題として矮小化する見方を強化してきたとも考えられる。結婚と両立可能な同性愛という概念は、同性愛「者」という人々の、ひいては一市民の「権利」の問題として同性愛を捉えることを困難にしている。すでにパートナーシップ制度が導入されている国々の多くでは、そのような認識の変化が、異性間の結婚の問い直しとも連動していたことを考えると、今後、新たな親密性の構築を日本の文脈で考える際、日本の結婚制度そのものにかんする再検討が必要と考えられる。

③ホモフォビアの現れ方

フィンランドでは、刑法で同性愛が処罰の対象となったため、そのような法の撤廃が、目標＝明確な闘うべき対象として存在していた。日本の場合、そのような形で闘うべき目標が明確に存在しているわけではない。また、性科学の知が法という形で具体化したフィンランドに対し、日本では性科学が、その出自すらもわからないくらい通俗的な形に変化し、雑誌等のメディアを通して広く浅く浸透した。このような形で形成された同性愛の知とそれに基づく同性愛批判やホモフォビアは当然、その源泉が何か一つというわけでもない。つまり日本の場合、ホモフォビアは必ずしも輪郭がはっきりしているわけではない。そのことが、当事者や活動団体にとってすら、何が変えていくべき／批判すべき対象なのか、見えにくい状況をもたらしているのではないかと考えられる。

④パートナーシップ制度を可能とするもの

フィンランドでは保守勢力が強かったことは先に指摘した通りであるが、にもかかわらず同性間のパートナーシップ制度が認められたことは逆に、何がそれに必要な要素であるのかも示唆している。すなわち、他の北欧諸国内ですでに法が変更されたりパートナーシップ制度が導入されていたりすることが、フィンランド国内のそれらの変化も促したこと。あるいはフィンランド国内の組織間も連携が取れているだけでなく、そこに同性愛者も巻き込んでいること。そして、結婚にかんする議論においてと同様、一時的な趣味や嗜好としてではなく、人権の問題として同性愛が取り扱われていること、などである。

ただし、主体として認められるということは、数として(＝有権者)、あるいは消費者としてみなされることにもつながる。同性婚が可能性として議論される段階を過ぎ、現実のものとして「生きられている」北欧、特に、パートナーシップ制度の次なる段階として同性婚の導入にかんする議論が白熱しているフィンランドの事例を引き続き考察することは、近年、パートナーシップ制度導入の議論が活発化しつつある日本の状況の今後を占う上でも非常に有意義であると考えら

れる。

【文献】

Rydström, Jens and Kati Mustola (eds.) 2007, *Criminally Queer*, Amsterdam: aksant.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計3件)

① Kanako Akaeda, *Women's Intimate Relationships as Romantic Love: A Historical-Sociological Study of Women's Friendship in Modern Japan, Conceptualising 'Friendship', its meaning and practice in time and place*, 2010年10月1日, International Institute for Asian Studies, Leiden University (オランダ)

② 赤枝香奈子, 近代日本の同性愛言説と男性的女性、クィア学会第4回研究大会、2011年11月13日、中央大学

③ 赤枝香奈子, 戦後日本における「レズビアン」の可視化、クィア学会第5回研究大会、2012年11月25日、神戸市看護大学

[図書] (計2件)

① Kanako Akaeda, *Women's Intimate Relationships as Romantic Love: A Historical-Sociological Study of Women's Friendship in Modern Japan, Conceptualising 'Friendship', its meaning and practice in time and place (Books of Papers)*, International Institute for Asian Studies, Leiden University, 2010, pp. 258-270.

② 赤枝香奈子, 角川学芸出版、近代日本における女同士の親密な関係、2011、240頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤枝 香奈子 (AKAEDA KANAKO)

大谷大学・文学部・講師

研究者番号：00536576